

2025.2.20

1、SNS 運用の目的

- ① 新潟勤労者医療協会 介護事業所の宣伝と介護職員の確保。
- ② 介護職の魅力を法人内外へ発信。
- ③ 当法人の介護職員のやりがいやモチベーションのアップ。

2、使用する SNS 媒体

Instagram

アカウント：niigatakinikyou_kaigo



URL：https://www.instagram.com/niigatakinikyou_kaigo

3、宣伝方法

- ① 採用関係資料に QR コードを付ける。
- ② 法人、入舟、おぎの里 HP にインスタリンクを貼る。
- ② 法人内職員へ案内を出す。
- ③ 県連内事業所へ「SNS 始めました」のお知らせを作成。
- ④ 名刺の裏に QR コードを印刷。

4、運用担当者

老健おぎの里、入舟から 2 名ずつ選出。任期は未定。

2024、2025 年度 おぎの里：渡辺、福山 入舟：中野、近藤 介護部：小川

記事作成、投稿は介護部を除いた委員の輪番とする。

5、発信内容

- ① 法人内介護事業所での行事。
- ② 事業所内でのニヤリホット事例。
- ③ 利用者の日常の様子、リハビリなど。
- ④ 職員研修の様子。
- ⑤ 介護職員が参加した外部企画の様子（了承が得られたもの）。
- ⑥ 実習生受け入れの様子（了承が得られたもの）。
- ⑦ 採用案内

6、運用にあたっての注意

- ① 法人や事業所の機密情報を漏えいしないよう適切に運用する。
- ② 事業所のイメージに悪影響を与えないようにする。
- ③ 利用者の画像を使う場合は、本人・または家族の同意を得た上で掲載する。
- ④ 実習生や職員などの顔が写っている写真を掲載する際には、本人の同意をとる。
- ⑤ 個人が特定できる情報は掲載しない（名札などは加工する）。
- ⑥ 出典や根拠が明確でない情報は、掲載・引用などを行わない。

7、発信時のチェック体制と投稿頻度

- ① 「5、発信内容」に沿っているか確認。
- ② 運用開始後しばらくは委員全員で「6、運用にあたっての注意」に該当しないかどうか確認する。
- ③ 出来れば週1回は投稿する（初めはチェックに時間がかかると思われる為、頻度より内容の確認を重視する）。

* 記事作成、投稿の流れ

- 1、作成者は毎回1名とし輪番とする
- 2、作成者は記事が出来たら一時保存し全 SNS 委員へ連絡

3、運用開始後しばらくは委員全員で「6、運用にあたっての注意」に該当しないかどうか確認

4、それぞれが記事作成者へ投稿可または修正の連絡をする

5、修正点に気付いた委員は委員全員に連絡

6、記事作成者は修正して全委員へ再連絡

上記を繰り返し修正がなければ投稿する。

8、返信対応

- ① 閲覧者からメッセージや書き込みがあった場合、原則として返信は行わない。
- ② 介護部で返信することが必要と判断した場合には、適切な内容で返信を行なう。

9、炎上時対応

発信した内容に対し、想定外の批判、誹謗、中傷、ネガティブな書き込みが殺到する可能性もある。一度拡散されれば取り消しても完全に消すことができないため炎上しないように運用することが大事であるが、万が一炎上した際には早急に介護部に連絡し、SNS の一時運用停止等の判断を行なう。

10、セキュリティ

- ① ID、パスワードの管理を徹底する。SNS 委員のみに周知し、悪用を避けるため端末にはパスワードを保存させないこととする。
- ② 必要に応じてパスワードを変更する。

11、運用規定の改定

運用規定の改定については、SNS 委員会で検討し決定する。

2025 年 2 月 20 日 施行